5　消費課税

(一)　入国者が携帯又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（第八七条の五関係）

(二)　ビールに係る酒税の税率の特例措置について、ビールに対する酒税の税額を本則税額に一〇〇分の八五（改正前一〇〇分の八〇）を乗じた金額とした上、その適用期限を三年延長することとした。（第八七条の六関係）

(三)　入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長した上、その税率を平成二二年一〇月一日以降一万五〇〇円／一、〇〇〇本（改正前七、〇〇〇円／一、〇〇〇本）に引き上げることとした。（第八八条の二関係）

(四)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例について、当分の間の措置として、次の措置を講ずることとした。（第八八条の八関係）

(1)　揮発油税　四万八、六〇〇円／キロリットル

(2)　地方揮発油税　五、二〇〇円／キロリットル

(五)　揮発油の平均小売価格が、連続する三月における各月において一リットルにつき一六〇円を超えることとなった場合における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずるとともに、当該停止の場合の手持品に係る税の控除等所要の措置を講ずることとした。（第八九条関係）

(六)　輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を二年延長することとした。（第九〇条の四及び第九〇条の五関係）

(七)　輸入・国産農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を一年延長することとした。（第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(八)　沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例の対象範囲に貨物便を加えることとした。（第九〇条の八関係）

(九)　自動車重量税の税率の特例について、当分の間の措置として、次の措置を講ずることとした。（第九〇条の一一及び第九〇条の一一の二関係）

(1)　電気自動車、ハイブリッド自動車等の検査自動車及び左記(2)の検査自動車以外の自動車について一定の税率引下げを行う。

(2)　一定の要件に該当する検査自動車について改正前の税率水準となる税率を適用する。

(○)　自動車重量税の免税等の特例の対象範囲に一定の要件を満たすバス・トラック等の中量車を加えることとした。（第九〇条の一二関係）

(一)　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1)　消費税の免税物品の不正譲受渡に係る秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第八六条の二関係）

(2)　酒類のみなし製造の規定の適用除外の特例措置の用途外譲渡犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第八七条の八関係）

(3)　バイオエタノール等揮発油の製造者に係る揮発油税の記帳義務違反等の秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前五万円）に引き上げるほか、科料規定を廃止する。（第八八条の七及び第八九条の二～第九〇条の二関係）

(4)　石油石炭税免税石油製品等の販売業者に係る石油石炭税の記帳義務違反等に係る秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前五万円）に引き上げるほか、科料規定を廃止する。（第九〇条の四～第九〇条の六の二関係）

(5)　一定の揮発油等に係る石油石炭税還付措置の不正受還付犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第九〇条の七関係）

(6)　石油石炭税の免税用途外譲渡等の秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円又は五万円）に引き上げるほか、科料規定を廃止する。（第九〇条の七関係）

一九　納税貯蓄組合法の一部改正関係（第一九条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

検査忌避等に係る過料の上限を一〇万円（改正前五万円）に引き上げる。（第一四条関係）

二〇　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正関係（第二〇条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。（第一一条関係）

(二)　科料規定を廃止する。（旧日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一一条関係）

二一　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正関係（第二一条関係）

秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げることとした。（第五条関係）

二二　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係（第二二条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二三条関係）

(二)　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前五万円）に引き上げる。（第二四条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二四条関係）

二三　清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正関係（第二三条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　検査忌避等の秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。（第一八条関係）

(二)　不受承認犯等に係る過料の上限を一〇万円（改正前一万円）に引き上げる。（第一九条関係）

二四　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係（第二四条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第七条関係）

(二)　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第八条関係）